

規 則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十九号

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和三十四年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二中「**四**」を削る。

様式第一号の三中「**あて先**」を「**宛先**」に改め、「**四**」を削る。

様式第二号中「**四**」を削り、「**あて先**」を「**宛先**」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。